

ゴビンダさん無罪確定！ 問われるのは法の番人たちだ！

全組合員・家族・OBの皆さん！署名へのご協力ありがとうございました！

1997年に発生した東京電力OL殺害事件の被告人にされたネパール国籍のゴビンダ・ブラサド・マイナリさんの再審の判決公判が11月7日、東京高等裁判所で開かれ無罪判決が言い渡されました。なんと逮捕から15年半もの歳月が経過しました。

私たちJR東海労は、「無実のゴビンダさんを支える会」からの要請を受け、再審開始を求める署名を取り組んできました。多くの仲間たちの地道な闘いと連帯によって勝ち取った勝利です。

晴れて身の潔白が証明されたことは喜ばしいことですが、無実の人間を逮捕した警察、刑事被告人に仕立て上げた検察、そして有罪判決を下した裁判所の責任は問われなければなりません。「法の番人」たる者が人権侵害を犯しているのです。この件で「法の番人」が謝罪したということは、全く聞きません。

日本には、えん罪で苦しんでいる人たちが大勢います。死刑囚にされた袴田巖さんもそうですが、警察や検察が犯罪のストーリーを描き、多くのえん罪が生まれてきました。えん罪被害者が一刻でも早く無罪が確定できるような法制度の改善が必要です。

そして、何よりも、蒲郡駅事件、JR浦和電車区事件のように、刑が確定した後でもえん罪が立証され刑を抹消し、名誉回復ができる制度の新設を強く求めます。

東電女性殺害



マイナリさん

マイナリさん 無罪確定

東京高裁「第三者、真犯人疑い」 控訴棄却

一九九七年の東京電力女性社員殺害事件で、無期懲役が確定していたネパール国籍のゴビンダ・ブラサド・マイナリさん(仮名)の再審の判決公判が七日、東京高

裁で開かれた。小川正持裁判長は「第三者が真犯人である疑いが強く、被告人に罪を言い渡した一審法廷に事足りた」として、無期懲役を言い渡した。東京高裁は、最高裁に上訴できる上訴権を行使し、無罪が確定した。東京高裁は、最高裁に上訴できる上訴権を行使し、無罪が確定した。東京高裁は、最高裁に上訴できる上訴権を行使し、無罪が確定した。

誤判 国民交えて検証を

七日の再審公判で、無罪判決が言い渡された。東京高裁は、最高裁に上訴できる上訴権を行使し、無罪が確定した。東京高裁は、最高裁に上訴できる上訴権を行使し、無罪が確定した。東京高裁は、最高裁に上訴できる上訴権を行使し、無罪が確定した。